

## 中村学園大学(含む短期大学部) 課外活動に関する細則

平成4年4月1日制定

(目的)

第1条 この細則は、中村学園大学(含む短期大学部) 学生生活に関する規程第11条に基づき、学生の課外活動の細部について定める。

(団体結成の手續)

第2条 学生は、団体を結成しようとする場合、本学専任講師以上の教員に顧問を依頼し、承認を受けた上で、所定の団体結成願に、規約、活動計画書、参加者名簿、学友自治会総会での承認資料を添えて、学生部に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(内容の変更等)

第3条 団体結成を許可された団体は、許可内容に変更を生じた場合、直ちに変更届を学友自治会執行部を経て、学生部に提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の団体は、毎年度初めに、活動計画書を学友自治会を経て、学生部に提出しなければならない。

(学外団体への加入及び脱退)

第4条 学生は、学外団体への加入願又は脱退願を学友自治会執行部を経て、学生部に提出しなければならない。当該団体が、次の各号に該当し、かつ、加入又は加盟が学則及びその他の規程に照合し、教育上支障がないと学長が認めた場合、許可されることがある。

- (1) 学生の本分を逸脱する行動をしない団体であること。
- (2) 過重な分担金を拠出する必要のない団体であること。
- (3) 行事が重複した場合、本学の行事を優先することを約束して加入又は加盟すること。

(学外での活動)

第5条 学生は、次の各号に該当する学外で課外活動を行う場合、願い書を学生部に提出し、学生部課長の許可を受けなければならない。

- (1) 宿泊を伴う遠征、旅行、合宿、登山、研究、調査その他
- (2) 学外での集会、発表会、試合、競技会その他の行事参加

(印刷物の配布及び販売)

第6条 学生は、学内において印刷物を配布及び販売しようとする場合、責任者は、趣旨を明らかにした願い書を学生部に提出し、学生部課長の許可を受けなければならない。

(掲示物)

第7条 学生は、学内にポスター等の掲示物を掲示する場合、掲示責任者名、掲示期間を明記した掲示物を学生部に提出し、学生部課長の許可を受けなければならない。

2 掲示物は、指定された場所に掲示し、掲示期間を過ぎたら速やかに撤去しなければならない。

(学外者の招致)

第8条 学生は、学外から指導者、講演者又は他学の学生を学内に招致しようとする場合、所定の書類を学生部に提出し、学生部課長の許可を受けなければならない。

第9条 学生は、学内に他学生を招致する場合、学友会館展示談話ホールに限るものとする。

2 学友会館展示談話ホール以外の場所を利用する場合、願い出により指示を受けなければならない。

(居残り等の届出)

第10条 学生は、学内に午後8時以後に居残りをしたり又は休業日に登校する場合、総務部窓口届け出るとともに、備え付けのノートに必要事項を記入しなければならない。ただし、事前に集会届が提出されているもの及び課外活動で居残り承認済みの場合は、この限りではない。

(集会等)

第11条 学生は、学内で集会(展示会、発表会を含む。)、示威運動、署名運動、世論調査及び募金活動を行う場合、所定の書類を学生部に提出し、学生部課長の許可を受けなければならない。ただし、特定の政党を支持、もしくは反対するための政治活動、又は特定の宗教のための活動を行うことは禁じる。

## 附 則

この細則は、令和元年7月1日から施行する。